

つくば市耐震改修促進計 画の計画期間の延長と 施策内容の追加について

令和4年(2022年)3月

〔対象期間〕

平成20年度(2008年度)から
令和7年度(2025年度)まで

つくば市耐震改修促進計画の計画期間の延長と施策内容の追加について

1 耐震改修促進計画策定の背景について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で建築物の倒壊は、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準によって設計された建築物に多くみられたことから、地震による被害を減少させるために旧耐震の建築物の耐震化を推進することが求められました。

国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の約75%から90%にすることが提言されました。

平成18年には建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、本計画において単に「法」という場合には、当該法律を指す。)が改正され、地方公共団体は、計画的に耐震化を推進していくために「耐震改修促進計画」を策定することになりました。

2 つくば市耐震改修促進計画の策定からこれまでにについて

つくば市では、茨城県が平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」を策定したのを受け、平成20年3月に「つくば市耐震改修促進計画」を策定し、計画期間の延長を経て、令和3年度を計画期間の最終年度として建築物の耐震化を進めてきました。市有特定建築物は、計画目標をほぼ達成する水準に至りましたが、民間住宅等を含め目標までには到達しておりません。依然として旧耐震基準の建築物も残されている状況にあります。

国では、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、平成25年11月に法を改正しました。

また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成30年11月には、法施行令の改正を行っています。

3 つくば市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

(1) 国の基本方針

国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月中央防災会議決定)等を踏まえ、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月26日国土交通省告示第184号(以下、「基本方針」という。))」の一部を改正しました(令和3年12月21日国土交通省告示第1537号)。

(2) 茨城県耐震改修促進計画

茨城県は、基本方針に基づき、令和4年3月、「茨城県耐震改修促進計画(以下、「県計画」という。))」を改定しました。

改定した県計画では、新たな耐震化の目標を設定し、計画期間を令和7年度までとしています。

(3) つくば市耐震改修促進計画

つくば市においても、基本方針及び県計画と整合を図り、計画期間を令和7年度まで延長するとともに、新たな耐震化の目標を定め、計画を進めていきます。

4 つくば市耐震改修促進計画の計画期間延長の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法、基本方針及び県計画に基づき策定します。

(2) 計画の期間

平成20年度から令和7年度まで

(現計画を4年間延長する。)

(3) 想定する地震

茨城県では、地震被害想定調査において、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震を設定しており、県計画で想定する地震は、そのうち、以下の3つの地震としています。

よって、つくば市の計画で想定する地震も、県計画で想定する地震とします。

地震名	想定 of 観点	主な特徴
茨城県南部の地震	内閣府が設定した首都直下のマグニチュード7クラスの地震の中で県南部地域に影響のある地震	県南・県西地域を中心に揺れや火災の被害が多く発生する地震
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	原子力規制委員会で検討が行われた県北部の活断層による地震	県北地域の沿岸部で震度6強から震度7を計測する地域で揺れによる被害が特に多く発生する地震
茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	茨城県が平成24年度に実施した津波浸水想定の対象地震	県央から鹿行、県南にかけて液状化や揺れによる被害が広く分布し、沿岸部全域にわたって津波被害も発生する地震

(4) 耐震化の現状

住宅、民間の特定建築物等及び市有の特定建築物等^{※1}の耐震化率は以下のとおりです。

- ・住宅（県内） 89.6%（茨城県により推計された平成30年度時点の値）
- ・民間の特定建築物等（県内） 87.2%（茨城県により推計された令和3年度時点の値）
- ・市有の特定建築物等 100%

(5) 耐震化の目標

基本方針及び県計画との整合を図り、目標を設定します。

□住宅

- ・令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。

□住宅以外の建築物

- ・令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物^{※2}をおおむね解消する。

※1 【資料編／資料1】参照

※2 要安全確認計画記載建築物（法第5条第3項第1号・第2号（本計画P7～8で位置付け）、第6条第3項第1号）又は要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）をいう。

5 耐震診断・改修の促進を図るための施策

現行計画の各施策を継続して実施するとともに、基本方針及び県計画と整合を図るための新たな施策を行います。

基本方針及び主な施策の内容は、次のとおりとします。

5-1 基本方針

建築物の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備に努めるとともに、地震時の総合的な安全対策を推進します。

5-2 現行計画の各施策の内容

○建築物の耐震診断・改修の助成制度の整備

- ・無料で木造住宅耐震診断士を派遣し、建築士等の専門家による耐震診断を実施
- ・耐震診断の結果、改修が必要となった場合の工事費用の補助

○地震時の総合的な安全対策

- ・ブロック塀の安全対策
- ・落下物の安全対策
- ・エレベーターの安全対策
- ・家具の転倒防止対策

○安心して耐震診断・改修できる環境整備

- ・相談窓口の設置
- ・住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表

○優先的に耐震化に着手すべき建築物

- ・地震時に通行を確保すべき道路の沿道の耐震化促進

○建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発

- ・地震防災マップの作成
- ・地震防災マップの公表
- ・相談体制・情報提供の充実

・自治会等との連携

○耐震化を促進するための指導や命令等

・法による指導、助言、指示等

5-3 実施している助成制度

①つくば市木造住宅耐震診断士派遣事業

概 要	無料で「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断を実施			
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て等の木造住宅（丸太組構造、プレハブ工法等は対象外） ・階数は2階建て以下、延べ面積は30㎡以上 ・併用住宅の場合は、住宅の用途の床面積が過半以上あること 			
実績戸数	平成17年度	100戸	平成26年度	16戸
	平成18年度	134戸	平成27年度	13戸
	平成19年度	30戸	平成28年度	20戸
	平成20年度	30戸	平成29年度	14戸
	平成21年度	33戸	平成30年度	6戸
	平成22年度	13戸	令和元年度	4戸
	平成23年度	45戸	令和2年度	4戸
	平成24年度	22戸	令和3年度	7戸
	平成25年度	12戸		

②つくば市木造住宅耐震補強補助金交付事業

概 要	地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助			
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て等の木造住宅（丸太組構造、プレハブ工法等は対象外） ・階数は2階建て以下、延べ面積は30㎡以上 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1未満であり、耐震改修後の上部構造評点が1以上となるもの ・併用住宅の場合は、住宅の用途の床面積が過半以上あること 			
実績戸数	平成24年度	1戸	平成29年度	0戸
	平成25年度	5戸	平成30年度	1戸
	平成26年度	1戸	令和元年度	0戸
	平成27年度	1戸	令和2年度	0戸
	平成28年度	0戸	令和3年度	1戸

③危険ブロック塀等撤去補助金交付事業

概 要	危険ブロック塀等の倒壊による通学路や避難路 [※] を通行する者への被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去に要した費用の一部を補助	
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の危険性があり、倒壊によって通学路や避難路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあるつくば市内の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀 ・道路面に面する部分の高さが80センチメートルを超えるもの。 ・土地の販売を目的としたものでないこと。 ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。 ・この制度による補助金の交付を受けていないこと。 ・建築基準法第42条第2項道路のセットバック範囲内に危険ブロック塀等が築造されていないこと。 <p>※通学路(児童生徒が市内の小中学校又は義務教育学校に通うため徒歩又は自転車で通行する市内の道路の区間であって、各学校が認めたものをいう。)、緊急輸送道路(つくば市地域防災計画に定めるものをいう。)及び防災関連施設等に連絡する道路(つくば市耐震改修促進計画に定めるものをいう。)をブロック塀等の安全対策が必要な避難路として位置づけます。</p>	
実績戸数	令和2年度	5戸
	令和3年度	5戸

5-4 施策内容の追加について

①住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた住宅耐震化率の目標の達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組を位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

②耐震診断義務付け対象建築物所有者への指導等

耐震診断義務付け対象建築物について、早期に耐震診断を完了するよう所有者への指導等を行うとともに、耐震性の不足が明らかになった場合には、本計画に設定した期間内に耐震改修等を実施するよう指導等を行います。

6 地震発生時に利用を確保すべき建築物について

大規模な地震が発生した場合において、災害応急活動などその利用を確保することが公益上必要な建築物は、耐震性が不足する場合、優先的に耐震化の促進を図る必要があります。

このため、県計画においては、次の要件のいずれかに該当する既存耐震不適格建築物[※]を、法第5条第3項第1号の規定に基づく防災拠点建築物として位置付けています。対象建築物の所有者は、法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までにつくば市に報告することが義務付けられます。また、報告を受けたつくば市は、耐震診断結果の公表を行います。

本計画では、耐震性が不十分な対象建築物を令和7年度までにおおむね解消することを目標とします。

※ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定に適用を受けている既存不適格建築物であって、耐震不明建築物(昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもので、地震に対する安全性が明らかでない建築物)であるもの。

■要件

- ①つくば市の災害対策本部が設置される建築物
・つくば市役所(本庁舎に限る。)
- ②茨城県地域防災計画において災害拠点病院として位置付けられている病院
- ③災害対策基本法に基づきつくば市が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所のうち、その規模及び用途等が、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の要件に該当する建築物(所有者に意見を聴いたものが対象となります。)

7 地震発生時に通行を確保すべき道路について

大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路として、以下の道路を位置付けることとし、対象建築物の耐震化の促進を図ります。

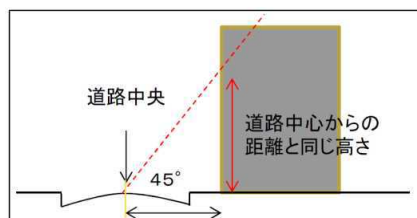
(1) 耐震診断義務付け道路

県計画においては、広域の緊急輸送を担う交通軸である道路(高速道路・直轄国道等)及びそれらの道路から重要拠点へのアクセス道路を、法第5条第3項第2号に基づき、沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として位置付けています(【資料編/資料3】参照)。対象建築物は、【図1-1】、【図1-2】の要件に該当する通行障害既存耐震不適格建築物※(所有者に意見を聴いたものが対象となります。)で、その所有者は、法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までにつくば市に報告することが義務付けられます。また、報告を受けたつくば市は、耐震診断結果の公表を行います。

本計画では、耐震性が不十分な対象建築物を令和7年度までにおおむね解消することを目標とします。

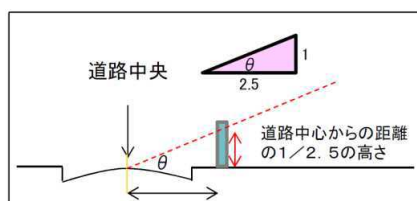
※ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。

【図1-1】対象となる建築物の要件(法施行令第4条第1項第1号)



倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物(高さ6mを超えるもの)

【図1-2】対象となる組積造の塀の要件(法施行令第4条第1項第2号)



倒壊した場合において、前面道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある組積造の塀で建物に附属するもの(長さ25mを超えるもの)

(2) 耐震化努力義務道路

茨城県は、茨城県地域防災計画に位置付ける第一次・第二次・第三次緊急輸送道路(【資料編／資料2】参照)のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路を、法第5条第3項第3号に基づく道路として指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適合建築物に耐震診断や耐震改修の努力義務を課すこととしています。これにより、対象建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、つくば市が必要な場合に指示をすることができることとなります。

資 料 編

資料1 耐震改修促進法に定められる特定建築物

特定建築物とは、以下の表の用途、規模の要件に該当し、かつ、建築基準法等の耐震関連規定に適合していない建築物をいいます。本計画においては、昭和56年6月以前に建てられた旧耐震の建築物をいいます。

用途	特定既存耐震不適格建築物（法第14条）		
	指導・助言対象 （法第15条第1項）	指示対象 （法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象 （法附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※太枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。

資料2 指定緊急輸送道路一覧

県計画により指定された道路は、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路、第三次緊急輸送道路の3種類となっています。

道路の種類別	路線番号	路線名	起点側	終点側	
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道	E6	常磐自動車道	みどりの南境界(つくばみらい市)から	梶内境界(土浦市)まで
		〃	〃	下広岡境界(土浦市)から	吉瀬境界(土浦市)まで
	一般国道自動車専用道路	C4	首都圏中央連絡自動車道	上郷境界(常総市)から	大井境界(牛久市)まで
	一般国道	6	国道6号	西大井 国道408号交差(大井北交差点)から	稲岡境界(土浦市)まで
		〃	〃	高見原一丁目境界(牛久市)から	高見原一丁目境界(牛久市)まで
		125	国道125号	下大島境界(土浦市)から	寺具境界(下妻市)まで
		354	国道354号	真瀬境界(つくばみらい市)から	下広岡境界(土浦市)まで
		408	国道408号	高崎境界(牛久市)から	田中 国道125号交差(田中交差点)まで
	主要地方道	19	取手つくば線	谷田部 常磐自動車道(谷田部IC)から	柳橋 首都圏中央連絡自動車道(つくば中央IC)まで
		24	土浦境線	天王台一丁目 主要地方道土浦つくば線交差(柴崎交差点)から	西平塚 国道408号交差(西平塚交差点)まで
		45	つくば真岡線((仮)つくば SIC 供用から)	真瀬 国道354号交差(真瀬入口交差点)から	島名 一般県道土浦坂東線交差まで
	一般県道	123	土浦坂東線((仮)つくば SIC 供用から)	島名 首都圏中央連絡自動車道((仮)つくば SIC)から	島名 主要地方道つくば真岡線交差まで
		201	藤沢荒川沖線	下大島 国道125号交差から	桜三丁目 つくば市道1014号線交差まで
	市町村道		つくば市道1014号線	天王台一丁目 主要地方道土浦つくば線交差(柴崎交差点)から	桜三丁目 一般県道藤沢荒川沖線交差まで

第2次緊急輸送道路	主要地方道	14	筑西つくば線	上大島境界(桜川市)から	上大島境界(筑西市)まで
		"	"	上大島境界(桜川市)から	国松 一般県道沼田下妻線交差まで
		"	"	中菅間 一般県道沼田下妻線交差から	池田 国道125号交差まで
		19	取手つくば線	柳橋 首都圏中央連絡自動車道(つくば中央IC)から	春日一丁目 国道408号交差(春日一丁目西交差点)まで
		"	"	境松境界(つくばみらい市)から	谷田部 常磐自動車道(谷田部IC)まで
		24	土浦境線	上郷境界(常総市)から	西平塚 国道408号(西平塚交差点)まで
		"	"	吉瀬境界(土浦市)から	竹園 主要地方道土浦つくば線交差(学園東交差点)まで
		41	つくば益子線	上大島 主要地方道筑西つくば線交差から	上大島境界(桜川市)まで
	46	野田牛久線	上岩崎境界(龍ヶ崎市)から	天宝喜境界(牛久市)まで	
	一般県道	214	沼田下妻線	国松 主要地方道筑西つくば線交差から	中菅間 主要地方道筑西つくば線交差まで
		237	花室牛久線	竹園一丁目 主要地方道土浦境線交差(学園東交差点)から	小野崎 国道408号交差(学園西交差点)まで
		244	妻木赤塚線	小野崎 国道408号交差(学園西交差)から	赤塚 国道354号交差(稲荷前交差点)まで
		355	東櫛戸真瀬線(供用開始から)	真瀬境界(つくばみらい市)から	真瀬 国道354号交差(真瀬入口交差点)まで
	第3次緊急輸送道路	一般国道	354	国道354号	みどりの 一般県道赤浜谷田部線交差(上萱丸交差点)から
主要地方道		19	取手つくば線	東京ガス(株)つくば支社から	研究学園一丁目 つくば市道交差(つくば市役所前交差点)まで
		"	"	研究学園一丁目 つくば市道交差(つくば市役所前交差点)から	研究学園五丁目 主要地方道取手つくば線交差(研究学園交差点)から
		"	"	学園の森三丁目 主要地方道土浦境線交差から	西平塚 国道408号交差まで

一 般 県 道	24	土浦境線	TX つば駅から	吾妻一丁目 国道408号交差(吾妻西交差点)まで
	55	土浦つくば線	下広岡境界(土浦市)から	竹園一丁目 主要地方道土浦境線交差(学園東交差点)まで
	133	赤浜谷田部線	花島新田境界(つくばみらい市)から	みどりの つくば市道交差(上萱丸交差点)まで
	143	谷田部牛久線	つくば双愛病院から	高崎 つくば市道交差(高崎十字路交差点)まで
	210	谷田部藤代線	境田 つくば市道交差から	飯田 つくば市道交差まで
		つくば市道1015号線、2017号線	春日二丁目 国道408号交差(春日三丁目交差点)から	筑波メディカルセンター病院まで
		つくば市道1級55号線、5-1422号線	柳橋 主要地方道取手つくば線交差から	筑波西武工業団地まで
		つくば市道1級56号線	御幸が丘地先から	御幸が丘地先まで
		つくば市道1級66号線	西大井 国道408号交差(大井北交差点)から	高崎 一般県道谷田部牛久線(高崎十字路交差点)まで
		つくば市道2024号線	松代四丁目 国道408号線交差(保健所前交差点)から	つくば保健所まで
市 町 村 道		つくば市道2級41号線	境田 主要地方道取手つくば線交差から	境田 一般県道谷田部藤代線交差まで
		つくば市道2級46号線	上横場 国道345号交差から	(財)筑波学園病院まで
		つくば市道4-1289号線、4-1254号線、4-1256号線	上境 一般県道藤沢荒川沖線交差から	つくばヘリポート管理事務所まで
		つくば市道4-4230号線、1級50号線、4-3189号線	並木 主要地方道土浦つくば線交差(並木1丁目交差点)から	筑波病院まで
		つくば市道5-1429号線	御幸が丘 つくば市道交差から	荻間 つくば市道交差まで

		つくば市道 5-1711号線	研究学園一丁目 主要地方道取手つくば線交差(つくば市役所前交差点)から	つくば市役所まで
		つくば市道 5-3483号線	谷田部 一般県道谷田部藤代線交差から	沼尻産業(株)谷田部物流センターまで
		つくば市道 5-3639号線、 5-3642号線、 5-3687号線	みどりの 国道354号交差(上萱丸交差点)から	東日本高速道路(株)関東支社つくば工事事務所まで
		つくば市道 7-3020号線	研究学園一丁目 主要地方道取手つくば線交差(研究学園西交差点)から	つくば市消防本部まで
		つくば市道 5-3323号線	片田境界(つくばみらい市)から	沼尻産業(株)つくばアーカイブセンターまで

資料3 耐震診断義務付け道路一覧

県計画により指定された道路は、広域の緊急輸送を担う交通軸、広域の緊急輸送を担う交通軸から重要拠点へのアクセス道路の2種類となっています。

□ 広域の緊急輸送を担う交通軸

道路の種類	路線番号	路線名	起点側	終点側
高速自動車国道	E6	常磐自動車道	みどりの南境界(つくばみらい市)から	梶内境界(土浦市)まで
	〃	〃	下広岡境界(土浦市)から	吉瀬境界(土浦市)まで
一般国道自動車専用道路	C4	首都圏中央連絡自動車道	上郷境界(常総市)から	大井境界(牛久市)まで
一般国道	6	国道6号	西大井 国道408号交差(大井北交差点)から	稲岡境界(土浦市)まで
	〃	〃	高見原一丁目境界(牛久市)から	高見原一丁目境界(牛久市)まで

□ 広域の緊急輸送を担う交通軸から重要拠点へのアクセス道路

拠点名称	アクセス
つくばヘリポート管理事務所	①常磐自動車道 土浦北 IC ↓(国道125号) ②県道藤沢荒川沖線との交差点 ↓(県道藤沢荒川沖線) ③拠点前
筑波記念病院	①首都圏中央連絡自動車道 つくば中央 IC ↓(主要地方道取手つくば線) ②研究学園交差点 ↓(主要地方道取手つくば線) ③春日1丁目西交差点 ↓(国道408号) ④拠点前
筑波大学附属病院	①首都圏中央連絡自動車道 つくば中央 IC ↓(主要地方道取手つくば線) ②研究学園交差点 ↓(主要地方道取手つくば線) ③春日1丁目西交差点 ↓(国道408号) ④春日3丁目交差点 ↓(市道1015号線) ⑤拠点前
筑波メディカルセンター病院	①首都圏中央連絡自動車道 つくば中央 IC ↓(主要地方道取手つくば線) ②研究学園交差点 ↓(主要地方道取手つくば線) ③春日1丁目西交差点 ↓(国道408号) ④春日3丁目交差点 ↓(市道1015号線 ~ 市道2017号線) ⑤拠点前
つくば国際会議場	①首都圏中央連絡自動車道 つくば中央 IC ↓(主要地方道取手つくば線) ②研究学園交差点 ↓(主要地方道取手つくば線) ③春日1丁目西交差点 ↓(国道408号) ④学園西交差点 ↓(県道妻木赤塚線) ⑤南大通り西交差点 ↓(県道土浦坂東線) ⑥国際会議場入口交差点 ↓(市道2019号線) ⑦拠点前